

建設技第1196号
令和2年8月3日

(一社) 佐賀県建設業協会会長
佐賀県管工事協同組合連合会代表理事
佐賀県電気工事業工業組合理事長
(一社) 佐賀県電業協会会長
(一社) 佐賀県造園建設業協会会長
(一社) 佐賀県空調衛生工業会会長
佐賀県解体・リサイクル協議会事務局長
佐賀県建造物解体業連合会会長
(一社) 佐賀県県土づくりコンサルタンツ協会会長
(一社) 佐賀県地質調査業協会理事長
(一社) 佐賀県建築士事務所協会会長

様

佐賀県県土整備部
建設・技術課長
(公印省略)

工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染予防
及び感染者が判明した際の対応について (通知)

このことについて、別添のとおり佐賀県建設工事等入札参加資格者あて通知してま
す。

貴職におかれましても、貴会会員等において別添通知の周知徹底が図られますよう、
ご協力をお願いします。

(担当)
建設・技術課 入札・契約担当
TEL 0952-25-7102 (直通)

(別添)

建設技第1196号
令和2年8月3日

佐賀県建設工事等入札参加資格者 様

佐賀県県土整備部
建設・技術課長
(公印省略)

工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染予防
及び感染者が判明した際の対応について(通知)

令和2年3月16日付け建設技第2549号により新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応について通知しているところです。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染者が増加していることから、改めて、工事現場内の感染症防止対策及び健康管理に努めて頂きますようお願いいたします。

また、令和2年4月23日付け建設技第229号により工事現場内で新型コロナウイルス感染者が判明した際の対応について通知しているとおおり、万が一、工事現場内で新型コロナウイルス感染者が判明した際には発注者までご連絡いただく等、下記及び別添対応フローを参考に、ご対応をお願いします。

記

1. 現場代理人の対応

- ・現場の所在地を管轄する保健福祉事務所の指導の下、密に連絡・調整を行うこと。
- ・監督員(発注者)に速やかに報告すること。

2. 作業員の対応

- ・感染者は、保健福祉事務所の指導の下、入院もしくは自宅療養など必要な措置をとること。
- ・濃厚接触者に特定された場合は、保健福祉事務所の指導の下、自宅待機など必要な措置をとること。
- ・感染者及び濃厚接触者は、保健福祉事務所の了解を得た後、現場に復帰すること。

3. 現場の対応

- ・現場の作業を直ちに中止し、保健福祉事務所の指導を受け、消毒を実施すること。
- ・必要に応じて監督員へ工事の一時中止等について協議し、適切な手続きを行うこと。
- ・消毒完了後に、施工業者が安全点検を行い、監督員への報告後、現場を再開すること。
- ・現場再開後も、検温等の健康観察及びマスク着用等の感染防止措置を徹底すること。

(担当)

建設・技術課 入札・契約担当

TEL : 0952-25-7102

Mail : kensetsu-gijutsu@pref.saga.lg.jp

工事現場内で新型コロナウイルス感染者が発生した際の対応フロー

現場代理人

保健福祉事務所の指導・確認

作業員の対応

- 感染者は、保健福祉事務所の指導の下、入院もしくは自宅療養等の措置をとる。
※行動履歴等を聴取する場合があります。
- 濃厚接触者は、保健福祉事務所の指導の下、自宅待機などの措置をとる。
※保健福祉事務所が濃厚接触者を特定します。
- 感染者及び濃厚接触者は、保健福祉事務所の了解を得た上で現場へ復帰すること。

現場の対応

- 現場の作業を直ちに中止
- 保健福祉事務所の指導の下、消毒場所を確保し、消毒を実施する。
※自社若しくは消毒委託業者（ペストコントロール協会等）が実施します。
- 消毒完了後、安全点検を実施。
- 監督員への報告後、現場の作業を再開
※検温等の健康観察、マスクの着用、手洗い・うがい等を徹底してください。

発注者への連絡

工事等の対応

- 監督員へ、作業員の感染が確認されたことを報告
- 必要に応じて、工事等の一時中止等について監督員と協議

現場の所在地を管轄する保健福祉事務所

佐賀中部保健福祉事務所
0952-30-3622
佐賀市、小城市、多久市、
神崎市、吉野ヶ里町

鳥栖保健福祉事務所
0942-83-2161
鳥栖市、基山町、
上峰町、みやき町

唐津保健福祉事務所
0955-73-4186
唐津市、玄海町

伊万里保健福祉事務所
0955-23-2101
伊万里市、有田町

杵藤保健福祉事務所
0954-22-2104
武雄市、鹿島市、嬉野市、
大町町、江北町、白石町、
太良町